≪福祉施設減免≫

社会福祉施設等において、その事業のために使用される送迎用の車両について、軽自動車税を減免します。

【対象となる施設】
・児童福祉法に規定する児童福祉施設
・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設
・老人福祉法に規定する老人福祉施設

【申請期間】
令和８年６月１日（月）まで

【受付場所】
新宮市役所税務課、三輪崎支所、高田支所、熊野川行政局
＊代理申請、郵送申請も可能です

【ご提出いただくもの】
・軽自動車税減免申請書
・自動車検査証の写し

【その他】
・納税通知書の提出は不要です。お手元にて保管ください。
　ただし、減免を申請される場合は誤って納付しないようご注意願います。
・次年度以降の減免については今回の申請内容から変更が無ければ自動で適用されます。
　令和８年に、申請内容の確認のため、改めてご案内を送付いたします。
・減免されていた軽自動車税について、後に減免対象外であることが判明した場合は、
　遡って課税することとなりますのでご注意いただきますようお願いいたします。
・その年度の申請期間を過ぎてからさかのぼって減免を適用することはできません。
　次年度からのご申請をお願いします。

【お問い合わせ先】
　新宮市役所　税務課資産税係
〒６４７－８５５５
和歌山県新宮市春日１番１号
ＴＥＬ：０７３５－２３－３３３３
　　（内線１２０６・１２０７）
ＦＡＸ：０７３５－２２－７３６６